



住宅取得者の
みなさまへ

「まもりすまい新築20年 一気通貫型保険の概要」

住宅瑕疵担保責任保険(1号保険)
又は住宅瑕疵担保責任任意保険(2号保険)



新築20年瑕疵保証責任保険

この「まもりすまい新築20年一気通貫型保険の概要」は、住宅取得者様の住宅を建設又は販売した事業者が加入する保険について、住宅取得者様に関わる重要な事項など、特にご確認いただきたい事項を記載していますので、必ずお読みいただきますようお願いいたします。なお、本書面は、本保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。保険契約内容の詳細については、住宅事業者又は住宅保証機構までお問合せください。

保険のしくみ及び内容など

保険の名称

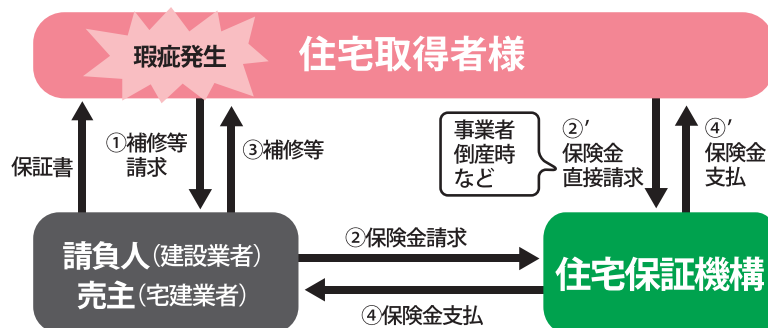
- 住宅瑕疵担保責任保険(1号保険)
又は
住宅瑕疵担保責任任意保険(2号保険)

- 新築20年瑕疵保証責任保険

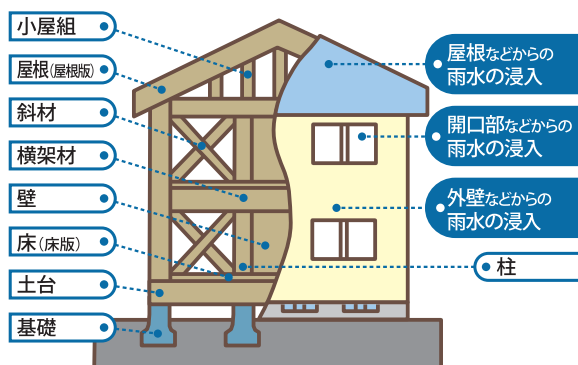
総称: まもりすまい新築20年
一気通貫型保険

この保険は、住宅保証機構が「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づいて行うものです。

【保険のしくみ】

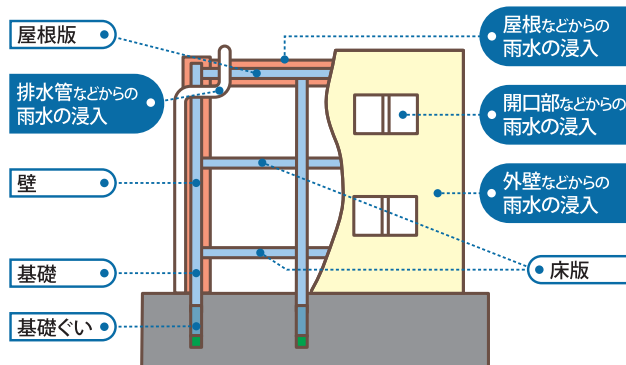


保険の対象となる基本構造部分(例)



木造(在来軸組工法)の住宅

(例) 2階建ての場合の骨組み(小屋組、軸組、床組)等の構成



鉄筋コンクリート造(壁式工法)の住宅

(例) 2階建ての場合の骨組み(壁、床版)等の構成

住宅取得者様は、ご契約の前に、必ず保険契約の内容をご確認のうえ、「契約内容確認シート」にチェック及び署名又は記名押印をお願いします。

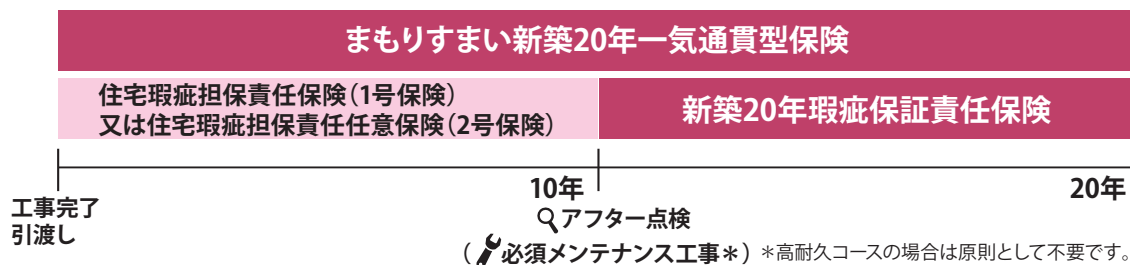
保険期間（保険のご契約期間）

- 保険責任は、原則として住宅の引渡日に始まります。
- 保険期間は、**20年間***です。

※まもりすまい新築20年一気通貫型保険は、「住宅瑕疵担保責任保険(1号保険)又は住宅瑕疵担保責任任意保険(2号保険)」と「新築20年瑕疵保証責任保険」の2つの保険契約により20年間をカバーする保険商品です。

【保険期間イメージ】

住宅瑕疵担保責任保険(1号保険)又は住宅瑕疵担保責任任意保険(2号保険)の保険期間である当初10年間は、新築20年瑕疵保証責任保険では免責期間となります。



10年目に必要となる事項

- 住宅の引渡日から起算して原則として9年経過時から10年を経過する日までに、**住宅事業者はアフター点検(10年目点検等)の結果を住宅保証機構に提出する必要があります。**(期日までに点検結果が提出されない場合は、保険金をお支払いできない場合があります。)
- 一般コースの場合は、**住宅事業者が定める時期に、必須メンテナンス工事を実施する必要があります。**なお、住宅事業者が倒産等の場合、**住宅取得者様が必須メンテナンス工事を行う工事業者を自ら手配していただく必要があります。**(必須メンテナンス工事が実施されない場合は、保険金をお支払いできない場合があります。)

※高耐久コースについて

一定の耐久性があることを確認した建材を用いる住宅を高耐久住宅といい、高耐久コースが適用されます。

高耐久コースに該当しない場合(一般コースの場合)には、住宅事業者が定める時期(10～15年経過時までを目安)に必須メンテナンス工事を実施する必要があります。高耐久コースに該当するか否かは、保険契約後にお渡しする保険付保証明書の「高耐久住宅」欄の該当・非該当で確認できます。

保険金のお支払

①住宅取得者様に対して保険金をお支払する主な場合

- 住宅の基本構造部分の瑕疵に起因して、基本構造部分の基本的な耐力性能又は防水性能を満たさない場合の保険事故において、**住宅事業者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任又は瑕疵保証責任を履行できない場合、住宅保証機構は、住宅事業者が瑕疵担保責任又は瑕疵保証責任を負担するべきであった損害の範囲において、住宅取得者様に対して保険金をお支払します。**(住宅事業者が瑕疵担保責任又は瑕疵保証責任を履行できる場合は、住宅事業者に保険金をお支払します。)
- お支払する主な保険金は次のとおりです。
 - ・ 保険事故を補修するために必要な材料費、労務費、そのほかの直接費用
 - ・ 補修の範囲、方法、金額を確定するための調査費用
 - ・ 仮住居・移転費用
- 本保険契約の維持管理のために住宅保証機構から住宅取得者様に対してご連絡する場合がございます。住宅取得者様のご連絡先(電話番号、メールアドレス等)が変更となった場合は必ず住宅保証機構までご連絡ください。

【住宅取得者様用 ご連絡先】

 <https://www.mamoris.jp/inquiry/person/input/>

 **03-6435-8870**

受付時間：平日 9:00～17:00(年末年始を除きます)
※番号のおかけ間違いにご注意ください。

※お電話でご連絡いただく際は「保険付保証明書」をお手元にご準備ください。保険証券番号をお伺いいたします。



②保険金をお支払できない主な場合

● 次に掲げる事由により生じた損害については、保険金を支払いません。

- ・洪水、台風等の自然変象若しくは火災、落雷、爆発等の偶然又は外来の事由
- ・土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化・土砂崩れ、土砂の流出・流入又は土地造成工事の瑕疵
- ・住宅の虫食い又は瑕疵によらない保険付保住宅の自然の消耗等の事由
- ・住宅の著しい不適正使用又は著しく不適切な維持管理
- ・保険開始日以降に行った住宅の増築・改築・補修の工事又はそれらの工事部分の瑕疵
- ・地震又は噴火若しくはこれらにより津波が原因となって生じた火災による焼損、損壊、埋没、流出等の被害
- ・保険開始日から起算して9年経過時から10年を経過する日までに、住宅事業者から現況を確認する点検等の結果が提出されない等で住宅保証機構の現況確認が行われなかった場合の瑕疵又は住宅保証機構の現況確認の結果に基づく保険付保住宅の不備の改善が行われなかったことによる瑕疵
- ・住宅事業者が定める時期に必須メンテナンス工事が行われなかった場合の瑕疵又は住宅保証機構の施工状況の確認の結果に基づく保険付保住宅の不備の改善が行われなかったことによる瑕疵
- ・保険契約締結時に住宅事業者が故意又は重大な過失によって保険申込内容について住宅保証機構に対して知っている事実を告げず又は不実のことを告げたとき

● 上記のほかにも保険金をお支払できない場合がありますので、詳しくは、右の二次元コード又は住宅保証機構のホームページの「まもりすまい新築20年一気通貫型保険契約内容のご案内」をご覧ください。

▶ https://www.mamoris.jp/owner_agreement/



保険金額等

①保険金支払限度額について

	住宅の引渡日から10年を満了する日まで(当初10年間)	住宅の引渡日から10年を満了する日の翌日から20年を満了する日まで(後半10年間)
保険商品	住宅瑕疵担保責任保険(1号保険)又は住宅瑕疵担保責任任意保険(2号保険)	新築20年瑕疵保証責任保険
1住宅あたり限度額※1 ※3	2,000万円※4	500万円又は1,000万円
調査費用※2	1住宅あたり／補修金額の 10% 又は 10万円のいずれか大きい額 ただし、調査費用の 実額 又は 50万円のうち小さい方 を限度	1住宅あたり／補修金額の 10% 又は 10万円のいずれか大きい額 ただし、調査費用の 実額 又は 50万円のうち小さい方 を限度
仮住居・移転費用※2	1住宅あたり50万円	1住宅あたり50万円

※1 当初10年間は住宅瑕疵担保責任保険(1号保険)又は住宅瑕疵担保責任任意保険(2号保険)、後半10年間は新築20年瑕疵保証責任保険により、それぞれ保険金が支払われます。例えば、当初10年間の保険金支払限度額が2,000万円に達していない場合、残額が後半10年間の保険金支払限度額に繰り越されることはありません。

※2 調査費用及び仮住居・移転費用については1住宅あたりの保険金支払限度額の内枠とします。

※3 上記の他、同一事業年度内に支払われる保険金の合計額にかかる限度額等が別途設定されています。

※4 オプション契約を選択した場合は変更となることがあります。

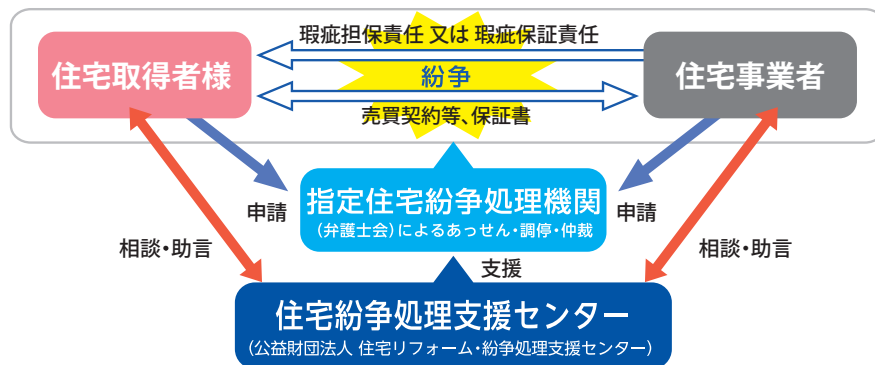
②免責金額(住宅取得者様の自己負担額)

住宅事業者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任及び瑕疵保証責任を履行できない場合で、住宅取得者様に保険金をお支払する場合の支払保険金は、保険の対象となる損害の額から**免責金額(10万円)**を引いた額となります。この**免責金額(10万円)**は住宅取得者様の自己負担となります。

住宅紛争処理に関する事項

- 住宅取得者様と住宅事業者との間に、当初10年間は請負契約又は売買契約に関する紛争が生じた場合、後半10年間は瑕疵保証責任に関する紛争が生じた場合、紛争の当事者は、指定住宅紛争処理機関による紛争処理支援制度（あっせん・調停・仲裁）を利用することができます。
ご利用には所定の申請料がかかります。
- 住宅保証機構は、上記の紛争処理において、指定住宅紛争処理機関から意見照会又は参加要請のあったときは、これに応じるとともに、紛争処理において成立した調停等の結果を尊重します。

保険付保住宅の
紛争処理について



付帯される特約 ※契約形態により他の特約が付帯される場合があります。

○故意・重過失損害担保特約条項(住宅取得者様が宅建業者以外の場合、自動付帯)

この特約が付帯されている場合、普通保険約款では免責となる住宅事業者の故意・重過失にかかる損害について、住宅事業者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任又は瑕疵保証責任を履行できない場合に限り住宅取得者様に保険金をお支払します。

○保険付保住宅の転売等に関する特約条項(任意付帯)

この特約条項が付帯された場合、住宅事業者が、転得者※に対して保証責任を履行することによって生じる損害についても、住宅事業者に対して保険金をお支払します。

※転得者とは転売等において保険付保住宅を取得した者(宅建業者を含む)をいいます。

【新キャラクター】
おまもり犬「まも吉」



この保険に関するお問合せ窓口

一般的なお問合せ

この保険に関する一般的なお問合せ・相談等や、保険事故が発生した場合については、住宅保証機構にご連絡ください。

住宅保証機構株式会社

03-6435-8870

[受付時間]月～金9:00-17:00
(祝日、12月29日～1月3日は除く)

ご意見・苦情など

この保険に関するご意見・苦情等については、住宅保証機構にご連絡ください。

住宅保証機構株式会社

[コールセンター]

03-6435-8871

[受付時間]月～金9:00-17:00
(祝日、12月29日～1月3日は除く)

紛争処理支援制度について

保険付保住宅について、住宅事業者と住宅取得者様との間で困りのことが起こったら、公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センターにご相談いただくこともできます。お電話の際はお手元に保険付保証明書をご用意ください。(この保険の具体的な内容等に関するお問合せ等は除きます)

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

03-3556-5147

[受付時間]10:00-17:00
(土、日、祝休日、年末年始を除く)

住宅保証機構の個人情報に関する取扱いについては、住宅保証機構ホームページにて「個人情報の取扱いについて(プライバシーポリシー)」として公表しております。詳細については、住宅保証機構ホームページ(<https://www.mamoris.jp/privacy/>)をご確認下さい。

本保険の締結にあたっては、長期間の保険契約を適切に維持・管理するため、住宅取得者様の電話番号、メールアドレスをご申請いただきます。また、保険契約の締結後、概ね半年以内に住宅保証機構から住宅取得者様に本保険に加入している旨のご案内を郵送いたします。予めご承知おきください。



安心を、ささえる。未来へ、つなぐ。

住宅保証機構株式会社

〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-38 芝公園三丁目ビル

TEL.03-6435-8870 FAX.03-3432-0571

<https://www.mamoris.jp>